

農林水産関係事業者の取り扱う個人情報に係る法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応要領

第1 目的

農林水産省では、農林水産分野における事業者等（以下「農林水産関係事業者」という。）が、個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、農林水産関係事業者が講ずべき措置の指針となる「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成21年7月10日農林水産省告示第924号。以下「ガイドライン」という。）を制定したところである。

ガイドライン第10-(6)では、農林水産関係事業者に対して、その取り扱う個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、事実関係及び再発防止策等を農林水産大臣（個人情報取扱事業者が行う事業であって農林水産大臣が所管するものについての報告の徴収、検査、勧告その他の監督に係る権限に属する事務の全部又は一部が他の法令の規定により地方公共団体の長その他の執行機関（以下「地方公共団体の長等」という。）が行うこととされているときは、当該地方公共団体の長等）に報告するよう努めることを規定している。

この要領は、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の農林水産大臣への報告の迅速かつ適切な実施を図り、もって農林水産分野における個人情報の適正な取扱いの確保に資するため、当該報告に関する事項、報告様式等必要な事項を示したものである。

第2 用語の定義

この要領において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及びガイドライン第2において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

(1) 法違反

「法違反」とは、法の「利用目的の特定」（法第15条）、「利用目的による制限」（法第16条）、「適正な取得」（法第17条）、「取得に際しての利用目的の通知等」（法第18条）、「安全管理措置」（法第20条）、「従業者の監督」（法第21条）、「委託先の監督」（法第22条）、「第三者提供の制限」（法第23条）、

「保有個人データに関する事項の公表等」（法第24条）、「開示」（法第25条）、「訂正等」（法第26条）、「利用停止等」（法第27条）、「開示の求めに応じる手続」（法第29条）及び「手数料」（法第30条）に規定する事項に違反があった場合をいう。

(2) 法違反のおそれ

「法違反のおそれ」とは、個人情報の漏えい事案が起きた場合など、事案が発覚した時点では事実関係や発生原因を詳細に調査しないと法違反に該当するかどうか不明であるが、その疑いがある場合をいう。

(3) 法違反又は法違反のおそれの事例としては、

- ① 事業者が個人情報を目的外利用をした場合（法第16条）
- ② 個人情報の取扱いに関する内部規定の未整備や従業員への周知の不徹底により、個人データが漏えいした場合（法第20条）
- ③ 事業者が委託先の監督を怠ったため、委託先において個人データが漏えいした場合（法22条）

などがある。

なお、原因の特定に時間を要する場合は「おそれ」に該当する。

第3 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の報告について

1 農林水産関係事業者は、その取り扱う個人情報について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、ガイドライン第10-(6)の規定に基づき、その事案の事実関係及び再発防止策等について、次の各号のいずれかの方法により、速やかに、農林水産大臣に報告するよう努めるものとする。

- ① 別記様式第1号による報告書の提出
- ② 電話、口頭等による報告（報告すべき事項は別記様式第1号に記載すべき事項に準ずる。）

なお、上記②による報告を行った場合は、後日、別記様式第1号による報告書を提出するものとする。

2 農林水産関係事業者は、法違反又は法違反のおそれのある事案の報告に当たって、法違反又は法違反のおそれが発覚した事案により、以下のいずれかに該当する事案については、速やかに農林水産大臣に報告するよう努めるものとする。

- ① 漏えいした個人情報の量が多い事案
- ② 漏えいした個人情報に機微情報が含まれており二次被害の可能性がある事案
- ③ 類似事案の発生する可能性が大きい事案
- ④ 農林水産関係事業者がガイドライン第10-(5)に基づき、事実関係、再発

防止策等を公表する事案

ただし、上記①～④に該当しない軽微と思われる事案（個人情報の漏えいに至らなかった事案等）については、業務上の手続きの簡素化を図る観点から、月に一回程度まとめて報告しても差し支えない。

- 3 農林水産関係事業者は、農林水産大臣に法違反又は法違反のおそれが発覚した事案の報告を行う場合は、法違反又は法違反のおそれに係る個人情報を使用される業務を所掌する農林水産省本省の担当課長（以下「本省業務担当課長」という。）又は当該業務を所掌する施設等機関若しくは地方支分部局の担当課長（以下「地方支分部局等業務担当課長」という。）に事案の報告書（電話、口頭等によるものを含む。以下同じ。）を送付するものとする。
- 4 農林水産関係事業者が事案の報告書を送付する場合に、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が複数ある場合には、そのいずれかの課長に報告書を送付すれば足りるものとする。
- 5 農林水産関係事業者は、事案を把握した時点で農林水産大臣に第一報として直ちに報告するよう努めるものとする。第一報を行った事案について、事実関係、発生原因に関する新たな事実を把握したとき及び新たな対応策等を決定したときは、経過報告として直ちに報告するよう努めるものとする。第一報を行った事案について、事実関係の把握、発生原因の特定及び対応策について全て確定したときは、確報として直ちに報告するよう努めるものとする。
- 6 農林水産関係事業者は、自己の関係する本省業務担当課又は地方支分部局等業務担当課が不明な場合には、報告書の送付先について農林水産省大臣官房評価改善課（以下「評価改善課」という。）に相談することができる。この場合、評価改善課は、関係する本省業務担当課に農林水産関係事業者からの報告の受付け等必要な連絡及び調整を行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第3-1関係）

〇〇年〇〇月〇〇日

農林水産大臣 殿

法人名 〇〇〇〇

代表者名 〇〇〇〇

個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案に関する報告書（第〇報又は確報）

個人情報の法違反又は法違反のおそれのある事案が発生しましたので、農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成21年7月10日農林水産省告示第924号）第10-(6)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 事案の発生を把握した日
2. 事案の事実関係等
 - ① 法違反又は法違反のおそれの事案の概要及び経緯
 - ② 法違反又は法違反のおそれに係る個人情報の内容
 - ③ 法違反又は法違反のおそれに係る個人情報の数
 - ④ 事案の発生原因
 - ⑤ 法違反又は法違反のおそれに係る個人情報に対して講じている安全管理措置
 - ⑥ 実際の被害の発生状況
3. これまでに行った対応
4. 今後の対応方針

（備考）

※ 本文下線部については、報告の内容に併せ「〇月〇日に発生した個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案について新たな事実を把握したので」「〇月〇日に発生した個人情報に係る法違反又は法違反のおそれの事案への対応を確定したので」等、適宜変更する。

- 1 「1. 事案の発生を把握した日」には、事案の発生した日が明らかである場合は当該日を併せて記載する。経過報告や確報を行うときは、不明事項や二次被害等を把握した日及び対応等を確定した日を記述する。
- 2 「2-②法違反又は法違反のおそれの事案に係る個人情報の内容」には、氏名、住所、電話番号等法違反又は法違反のおそれに係る個人情報に含まれている情報の内容を記載する。
- 3 「2-⑤法違反又は法違反のおそれに係る個人情報に対して講じている安全管理措置」には、情報の暗号化、閲覧のためのパスワードの入力その他法違反又は法違反のおそれに係る個人情報に対して講じている安全管理措置の内容を記載する。
- 4 「3. これまでに行った対応」には、被害届の提出、法違反又は法違反のおそれに係る個人情報の本人に対するお詫び、事案の公表（予定）日等法違反又は法違反のおそれの事案を把握してから農林水産省に報告するまでの間に行った措置を記載する。

- 5 「4. 今後の対応方針」には、被害届の提出、法違反又は法違反のおそれに係る個人情報の本人に対するお詫び、事案の公表（予定）日、具体的な再発防止策等今後行う予定の措置を記載する。
- 6 2から4について、第一報又は経過報告時に不明であったり未確定の事項があるときは、その旨を記述する。